

令和5年度

人事委員会年次報告書

島根県人事委員会

目 次

I	人事委員会	
1	委員会の権限	1
2	委員会の構成	2
3	委員会の開催状況	2
II	人事委員会事務局	10
1	組織及び職員の配置	10
(1)	組 織	10
(2)	職員の配置	10
2	事務分掌	11
3	公平委員会事務の受託団体	12
III	任用業務	
1	競争試験	13
(1)	採用試験	13
ア	試験実施概要	15
イ	試験実施結果	20
2	選 考	25
(1)	採用選考	25
ア	適用根拠規定状況	25
イ	職種別状況	26
ウ	公開選考試験実施結果	27
IV	給与業務	
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	30
(1)	報 告	30
ア	職員給与等に関する報告	30
イ	人事管理に関する報告	36
ウ	勧告実施の要請	44
(2)	勧 告	44
ア	職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正	44
イ	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	45
ウ	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	45
エ	改定の実施時期	45
2	給与の支払監理の実施状況	46
3	給与関係規則等の制定及び改正の状況	46

V 公平審査等業務

1	公平審査事案の処理	48
(1)	不利益処分についての審査請求の審査	48
ア	県関係	48
イ	受託団体関係	48
(2)	勤務条件に関する措置要求の審査	48
ア	県関係	48
イ	受託団体関係	48
(3)	苦情処理に関する事項	48
ア	県関係	48
イ	受託団体関係	48
(4)	公務災害補償に関する審査	49
2	職員団体等関係事務	49
(1)	職員団体の登録	49
ア	県関係	49
イ	受託団体関係	50
(2)	職員団体等の規約の認証	51
(3)	管理職員等の範囲の指定	51
ア	県関係	51
イ	受託団体関係	51
3	労働基準監督機関の職権行使	52
(1)	労働基準法別表第1による号別区分	52
(2)	ボイラー及び第一種圧力容器の検査	53
(3)	労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況	55
4	勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況	55
(参 考)		
1	歴代人事委員会委員と在任期間（令和6年4月1日現在）	56
2	委員会の構成（令和6年4月1日現在）	58
3	事務局職員名簿（令和6年4月1日現在）	58

I 人事委員会

1 委員会の権限

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験、選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
- ク 職員の研修及び人事評価に関すること。
- ケ 職員の苦情を処理すること。
- コ 職員の退職管理に関すること。
- サ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表に関する計画の立案及び提出、職員団体の登録に関する事務、非現業職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使等）

(2) 準立法的権限

- 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

(3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決又は決定をすること。
- ウ 学校医等に関わる公務災害補償に関する審査の請求を審査すること。

2 委員会の構成

職	氏名	任期	備考
委員長	丑久保 和彦	令和5年7月26日～ 令和9年7月25日	弁護士
委員長職務 代理者	中村 光男	令和3年7月8日～ 令和7年7月7日	(元)島根県中小企業団体中央会 専務理事
委員	坂根 千歳	令和4年10月11日～ 令和8年10月10日	(元)県立学校長

3 委員会の開催状況

回	年月日	議案
第1553回	R5.4.13	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和5年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施について 令和5年度島根県職員採用高校卒業程度試験（A日程）及び島根県職員（資格免許職）採用試験（第1回）の実施について 令和5年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施について 令和5年度島根県職員（学芸員）採用選考試験の実施について 令和5年度島根県職員（文化財研究員）採用選考試験の実施について 令和5年度島根県職員（獣医師）採用選考試験及び島根県職員（薬剤師）採用選考試験の実施について 令和5年度島根県警察職員（原子力）採用選考試験の実施について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和5年職種別民間給与実態調査の実施について 宿日直勤務の許可について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について

回	年月日	議 案
第 1554 回	R5. 5. 10	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 5 年度島根県警察職員（ヘリコプター整備士）採用選考試験の合格者決定について 2. 研修、表彰等による昇給の対象となる研修、表彰について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職務に専念する義務の特例の認定について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第 1555 回	R5. 6. 14	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 5 年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政 B（面接重視型））の合格者決定について 2. 令和 5 年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術 B）の合格者決定について 3. 令和 5 年度島根県警察官（再採用）採用選考試験の実施について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第 1556 回	R5. 6. 30	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 5 年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第 1 回）の合格者決定について 2. 人事委員会規則（服務関係）の一部改正について 3. 人事委員会規則（給与関係）の廃止について 4. 職務に専念する義務の特例の認定の取消しについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 解雇予告の除外認定について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について

回	年月日	議 案
第 1557 回	R5. 7. 13	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 5 年度島根県職員（獣医師・薬剤師）採用選考試験の合格者決定について 2. 令和 5 年度島根県職員採用高校卒業程度試験（B 日程）及び島根県職員（資格免許職）（第 2 回）採用試験の実施について 3. 令和 5 年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の実施について 4. 令和 5 年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験、島根県職員（無線従事者）採用選考試験及び島根県警察職員（警備艇乗組員）採用選考試験の実施について 5. 令和 5 年度学校事務職員（経験者・出雲地区）採用選考試験の実施について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 5 年度島根県職員（原子力）採用選考試験の随時募集における受験資格について 2. 令和 5 年度島根県警察官（大学卒）採用選考試験（第 2 回）の実施日の変更について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第 1558 回	R5. 7. 26	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員長の選任及び委員長職務代理者の指定について 2. 令和 5 年度島根県職員（経験者）採用試験の実施について 3. 令和 5 年度島根県職員（島根創生推進枠）採用選考試験の実施について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第 1559 回	R5. 8. 9	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 5 年度島根県職員採用大学卒業程度試験の合格者決定について 2. 令和 5 年度島根県職員採用高校卒業程度試験（A 日程）の合格者決定について 3. 令和 5 年度島根県職員（資格免許職）採用試験（第 1 回）の合格者決定について 4. 令和 5 年度島根県職員（学芸員）採用選考試験の合格者決定について 5. 令和 5 年度島根県職員（文化財研究員）採用選考試験の合格者決定について 6. 令和 5 年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の実施について

回	年月日	議 案
		<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事院勧告・報告について 2. 令和5年職種別民間給与実態調査の実施状況について 3. 審査請求案件について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1560回	R5.8.24	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度島根県職員（Uターン・Iターン型経験者）採用選考試験の実施について 2. 令和5年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の実施について 3. 審査請求案件について 4. 条例案に対する意見について 5. 宿日直勤務の許可について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1561回	R5.9.8	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施について 2. 令和5年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術B）（第2回）の実施について 3. 令和5年度島根県職員（Uターン・Iターン型経験者）採用選考試験における採用予定人数の変更について 4. 宿日直勤務の許可について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2. 通勤手当（交通用具使用者）の改定について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1562回	R5.9.15	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の合格者決定について 2. 令和5年度島根県警察官（再採用）採用選考試験の合格者決定について

回	年月日	議 案
		3. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 4. 宿日直勤務の許可について 協議事項 1. 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第 1563 回	R5. 9. 22	付議事項 1. 令和 5 年度島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験の実施について 2. 人事委員会規則（服務関係）の一部改正について 協議事項 1. 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第 1564 回	R5. 9. 27	付議事項 1. 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第 1565 回	R5. 10. 4	付議事項 1. 令和 5 年度島根県職員（無線従事者）採用選考試験及び島根県警察職員（警備艇乗組員）採用選考試験の合格者決定について 2. 令和 5 年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験（第 2 回）の実施について 報告事項 1. 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第 1566 回	R5. 11. 16	付議事項 1. 令和 5 年度島根県職員採用高校卒業程度試験（B 日程）の合格者決定について 2. 令和 5 年度島根県職員（資格免許職）採用試験（第 2 回）の合格者決定について 3. 令和 5 年島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の合格者決定について

回	年月日	議 案
		4. 令和5年度学校事務職員（経験者・出雲地区）採用選考試験の合格者決定について 5. 令和5年度島根県職員大学卒業程度試験（技術B）（第3回）の実施について 6. 条例案に対する意見について 7. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 8. 人事委員会規則（処務関係）の一部改正について 報告事項 1. 宿日直勤務の許可について 2. 労働者死傷病報告の提出について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1567回	R5.12.7	付議事項 1. 令和5年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の合格者決定について 2. 令和5年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術B）（第2回）の合格者決定について 3. 令和5年度島根県職員（経験者）採用試験の合格者決定について 4. 令和5年度島根県職員（島根創生推進枠）採用選考試験の合格者決定について 5. 令和5年度島根県職員（Uターン・Iターン型経験者）採用選考試験の合格者決定について 6. 令和5年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の合格者決定について 7. 令和5年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の合格者決定について 8. 人事委員会規則（服務関係）の一部改正について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1568回	R5.12.21	付議事項 1. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 2. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正に係る協議について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について

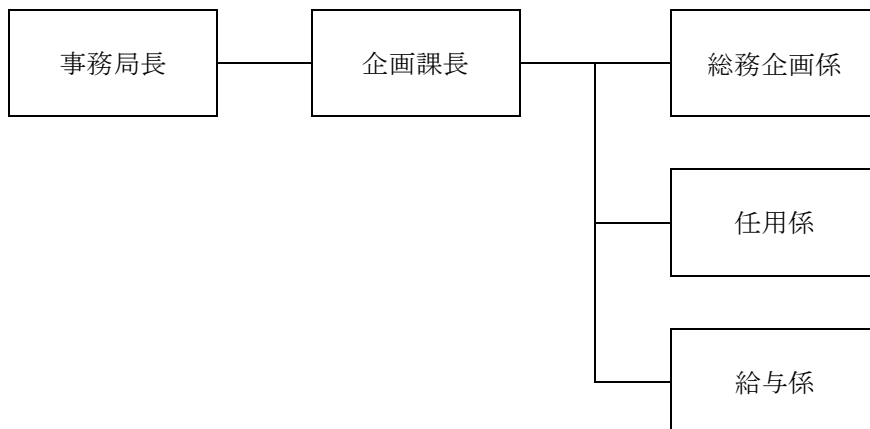
回	年月日	議 案
第 1569 回	R6. 1. 18	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 5 年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験（第 2 回）の合格者決定について 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正に伴う経過措置に係る取扱いについて <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 大学卒業程度試験（行政 B（面接重視型））の見直しについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働者死傷病報告に係る追加資料の提出について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について
第 1570 回	R6. 1. 25	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 5 年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術 B）（第 3 回）の合格者決定について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 採用試験の見直しについて <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について
第 1571 回	R6. 2. 2	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 5 年度島根県職員（原子力）採用選考試験の合格者決定について 条例案に対する意見について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 短大卒業程度試験の実施について 令和 6 年度職員採用試験の実施予定について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について
第 1572 回	R6. 2. 22	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政 B（面接重視型））の実施について 令和 6 年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術 B）の実施について 令和 6 年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第 1 回）の実施について 令和 6 年度島根県職員（原子力）採用選考試験の実施について 職員の採用選考について

回	年月日	議 案
		6. 不利益処分についての審査請求の受理等について 7. 解雇予告除外認定申請について 8. 特別選考試験採用者の前歴計算（初任給決定方法）及び不均衡是正について 協議事項 1. 採用試験の見直しについて 報告事項 1. 令和5年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1573回	R6.3.8	付議事項 1. 人事委員会事務局職員の人事異動について 2. 職員の昇格について 3. 勤務延長の期限の延長について 4. 一般任期付職員の任期を定めた採用について 5. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1574回	R6.3.25	付議事項 1. 職員の採用選考について 2. 職員の任用に関する権限を委任する規則の一部改正について 3. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 4. 人事委員会規則（処務関係）の一部改正について 5. 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について 6. 教育委員会規則の一部改正について 7. 職務に専念する義務の特例の認定の取消について 8. 任期付職員の初任給の特例決定について 9. 採用試験合否判定要領の改正について 報告事項 1. 不利益処分についての審査請求の取下げについて 2. 宿日直許可について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について

Ⅱ 人事委員会事務局

1 組織及び職員の配置

(1) 組織



(2) 職員の配置

(単位：人)

区 分	職 名							計
	局長	課長	課長 補佐	係長	主任	主任 主事	主事	
事 務 局 長	1							1
企 画 課 長		1						1
総務企画係			1		1		1	3
任 用 係				1	2	1		4
給 与 係			1		2		1	4
計	1	1	2	1	5	1	2	13

(令和5年4月1日現在)

2 事務分掌

企画課

(総務企画係)

1. 人事委員会の議事に関する事。
2. 勤務時間その他の勤務条件の制度に関する事。
3. 勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。
4. 不利益処分についての審査請求の審査に関する事。
5. 職員からの苦情相談に関する事。
6. 退職管理に関する事。
7. 分限、懲戒及び処分に関する事。
8. 事務局職員の人事及び服務並びに福利厚生に関する事。
9. 文書管理及び公印の管守に関する事。
10. 予算、経理その他庶務事務に関する事。

(任用係)

1. 任用制度に関する事。
2. 採用試験に関する事。
3. 選考に関する事。

(給与係)

1. 給与制度に関する事。
2. 職員給与及び民間給与の実態調査に関する事。
3. 給与の支払監理に関する事。
4. 管理職員等の範囲、職員団体の登録に関する事。
5. 労働基準監督機関の職権の行使に関する事。

3 公平委員会事務の受託団体

令和5年度末で公平委員会の事務を受託している団体は、次のとおりである。

○ 町 村

町 村 名	職 員 数	受託年月日	町 村 名	職 員 数	受託年月日
奥 出 雲 町	245	H17.3.31	吉 賀 町	105	H17.10.1
飯 南 町	145	H17.1.1	海 士 町	80	S41.4.1
川 本 町	61	S41.4.1	西ノ島町	76	S41.4.1
美 郷 町	100	H16.10.1	知 夫 村	37	S41.4.1
邑 南 町	208	H16.10.1	隠岐の島町	265	H16.10.1
津 和 野 町	127	H17.9.25	計	1,449	

○ 一部事務組合等

一部事務組合等名	事務所の所在地	職 員 数	受託年月日
鹿足郡養護老人ホーム組合	吉賀町六日市263	9	S47.4.1
鹿 足 郡 事 務 組 合	津和野町滝元668	17	S47.11.1
島 前 町 村 組 合	西ノ島町美田2071-1	44	S52.4.1
雲南市・飯南町事務組合	雲南市掛合町掛合1261-3	2	S59.4.1
鹿足郡不燃物処理組合	吉賀町六日市幸地1319	33	S60.7.1
島根県市町村総合事務組合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	7	H5.4.1
邑智郡公立病院組合	邑南町中野3848-2 公立邑智病院内	125	H5.8.1
邑智郡総合事務組合	川本町大字川本332-15	22	H6.8.1
雲南広域連合	雲南市木次町里方1100-6	123	H11.10.1
隠岐広域連合	隠岐の島町都万2016	251	H11.10.1
島根県後期高齢者医療広域連合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	18	H19.4.1
計		651	

※職員数は、令和4年地方公務員給与実態調査等による。

Ⅲ 任用業務

1 競争試験

(1) 採用試験

県職員採用試験については、昭和 56 年度まで実施していた級別(上級、中級、初級職)試験制度を改め、昭和 57 年度からは、程度別(大学卒業程度、高校卒業程度)試験を採用して現在に至る。また、選考職種であった資格又は免許を必要とする職についても逐次競争試験に切り替え、昭和 59 年度から資格免許職試験として実施している。

平成 4 年度からは、民間企業等で培われた経験を県行政の展開の中で有効に生かせる人材を求めた「経験者試験」を実施するほか、平成 6 年度からは、石見、隠岐地区における人材の確保、住民サービスの向上及び定住の促進を図るために「地区別試験」を実施してきた。

一方、受験者確保のため、県外試験場の設置(東京:平成 3 年度～・大阪:平成 4 年度～)や、募集活動、受験申込みへのインターネットの活用など情報化に対応した取り組みも行ってきた。

平成 19 年度からは、警察本部機動隊への配属を前提とした警察官(武道)採用試験を新たに実施し、平成 20 年度からは、看護師、臨床検査技師等一部の職についての採用の選考権限を病院局へ委任した。

平成 22 年度からは、大学卒業程度試験の「行政」区分については、1 次試験科目に「個別面接」を追加し、人物評価を重視した採用をより一層推し進めた。

平成 25 年度からは、大学卒業程度試験の「行政」及び「警察事務」区分について、多様な人材が受験しやすくするため専門試験の解答数を 40 題から 20 題に減らし、試験時間を 120 分から 90 分に短縮した。専門試験の配点を減らすとともに、「行政」区分については第 2 次試験で討論型個別面接を導入し、集団討論を廃止した。

平成 28 年度は、受験年齢の見直しを行い、大学卒業程度試験「行政」区分の受験年齢上限を 32 歳から 29 歳に引き下げ、経験者採用試験「行政」区分の対象年齢を「25 歳～35 歳」から「30 歳～37 歳」に変更したほか、地区別採用試験でも変更を行った。また、経験者採用試験について、幅広い経験を持った多様な人材を確保するため、自己アピール論文試験及び自己 PR 型個別面接試験を導入し、平成 29 年度からは経験者採用試験「行政」以外の対象年齢を「33 歳～37 歳」から「33 歳～40 歳」に変更した。平成 30 年度は、9 月の資格免許職試験で実施していた診療放射線技師の実施時期の早期化を図り 6 月に実施、また、経験者採用試験に大阪会場を追加した。

令和元年度は、大学卒業程度試験「行政」区分について第 2 次試験で討論型個別面接を廃止、集団討論を復活させた。また、高校卒業程度試験「総合土木」では受験者確保のため 6 月に試験実施する A 日程を追加した。経験者採用試験については浜田会場を廃止し、広島会場を追加した。

令和 2 年度は、教養試験・専門試験がなく、従来の公務員試験対策が必要ない大学卒業程度採用試験(行政 B(自己アピール型))の実施を開始した。また、高校卒業程度試験に「建築」を追加し、資格免許職試験「司書」の受験資格の年齢上限を 27 歳から 29 歳に変更した。経験者採用試験については、就職氷河

期世代支援対策として、国の集中取組期間である令和4年度試験まで、「行政」の受験対象年齢を就職氷河期世代全ての者が受験可能になるよう引き上げた(令和2年度の上限は50歳)。また、経験者採用試験の松江会場を廃止した。

令和3年度は、大学卒業程度採用試験(行政A)の専門試験の内容について、「55題から20題の選択回答」から「40題必須回答」に変更するとともに、出題分野、1次試験の配点も変更した。また、9月の資格免許職試験で実施していた臨床検査技師の実施時期の早期化を図り、6月に実施した。

令和4年度は、教養試験・専門試験がなく、従来の公務員試験対策が必要ない大学卒業程度試験(技術B)の実施を開始した。また、大学卒業程度試験「農業」と「畜産」を1つの試験区分「農学(農業・畜産)」とした。さらに、受験者を確保するために、大学卒業程度試験の「4月実施」と「6月実施」の併願を可能とした。高校卒業程度試験(B日程)では、新たに「機械」と「電気」を追加した。その他、選考試験では、新たに「学校事務職員(経験者・出雲地区)採用選考試験」を実施した。

本年度の実施状況については、大学卒業程度試験(4月実施・6月実施)では22区分で実施し、採用予定数は116人と前年と同じであったが、受験者数は前年を下回った。高校卒業程度試験(B日程)では10区分で実施し、採用予定者数は31人と前年を上回り、受験者数も前年を上回った。

その他の競争試験としては、資格免許職試験(2区分)と警察官採用試験を実施した。

ア 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政B(面接重視型)	平成6(1994)年4月2日から平成14(2002)年4月1日までに生まれた者若しくは平成14(2002)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和6(2024)年3月31日までに卒業見込みの者	3月1日から3月24日まで	4月15日	5月20日～24日	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI3(基礎能力検査・性格検査)) 自己アピール論文試験	人物試験 自己PR型面接 個別面接 集団討論
	保健師B・農学(農業・畜産)B・林業B・総合土木B	[総合土木B] 平成6(1994)年4月2日から平成14(2002)年4月1日までに生まれた者若しくは平成14(2002)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和6(2024)年3月31日までに卒業見込みの者	同上	同上	5月27日～29日	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI3(基礎能力検査・性格検査))	人物試験 個別面接 専門口述試験 論文試験
	保健師B・農学(農業・畜産)B・林業B・総合土木B・少年補導B	平成3(1991)年4月2日から平成14(2002)年4月1日までに生まれた者若しくは平成14(2002)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和6(2024)年3月31日までに卒業見込みの者 [総合土木B以外]	9月15日～10月20日	11月18日から11月19日まで	—	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI3(基礎能力検査)) 論文試験 人物試験 個別面接 専門口述試験 適性検査	—
	化学B・林業B・総合土木B	平成3(1991)年4月2日から平成14(2002)年4月1日までに生まれた者若しくは平成14(2002)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和6(2024)年3月31日までに卒業見込みの者	11月24日から12月21日まで	1月13日	—	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI3(基礎能力検査)) 論文試験 人物試験 個別面接 専門口述試験 適性検査	—

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政A・化学・心理・児童福祉・保健師A・食品衛生・管理栄養士・農学(農業・畜産)A・林業A・水産・総合土木A・建築・機械・電気・埋蔵文化財保護・警察事務・少年補導	[行政A・総合土木A] 平成6(1994)年4月2日から平成14(2002)年4月1日までに生まれた者若しくは平成14(2002)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和6(2024)年3月31日までに卒業見込みの者 [行政A・総合土木Aを除く試験区分] 平成3(1991)年4月2日から平成14(2002)年4月1日までに生まれた者若しくは平成14(2002)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和6(2024)年3月31日までに卒業見込みの者	4月21日から 5月19日まで	6月18日	7月15日から 7月19日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 48問から40問 自由選択120分 (総合土木A) 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 (農学A・警察事務) 択一式及び 記述式 120分 (埋蔵文化財保護) 性格検査	人物試験 個別面接 集団討論 (行政Aのみ) 論文試験 筆記実技試験 (建築のみ)
	建築・電気	平成14(2002)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和6(2024)年3月31日までに卒業見込みの者	9月15日から 10月20日まで	11月19日から 11月20日まで	—	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問120分 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査 筆記実技試験 (建築のみ)	—

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
高校卒業程度試験	総合土木・建築・電気	平成14(2002)年4月2日から平成18(2006)年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による高等学校在学中の者を除く)	4月21日から5月19日まで	6月18日	7月19日	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 35問105分 (総合土木) 五肢択一式 30問90分 (建築・電気) 性格検査	人物試験 個別面接 作文試験
	一般事務・総合土木・建築・機械・電気・学校事務A,B(出雲)・学校事務A,B(石見)・警察事務	[学校事務A] 平成6(1994)年4月2日から平成14(2002)年4月1日までに生まれた者 [学校事務A以外] 平成14(2002)年4月2日から平成18(2006)年4月1日までに生まれた者	7月26日から8月25日まで	9月24日	10月23日から10月25日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木・建築・機械・電気) 性格検査	人物試験 個別面接 作文試験
資格免許職試験	臨床検査技師	平成7(1995)年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者(取得見込み含む)	4月21日から5月19日まで	6月18日	7月19日	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 性格検査	人物試験 個別面接 作文試験
			7月26日から8月25日まで	9月24日	10月23日	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 性格検査	人物試験 個別面接 作文試験
	診療放射線技師	平成7(1995)年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者(取得見込み含む)	4月21日から5月19日まで	6月18日	7月19日	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 性格検査	人物試験 個別面接 作文試験

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
経験者採用試験	行政	昭和45(1970)年4月2日から平成6(1994)年4月1日までに生まれた者	8月1日から9月22日まで	10月15日	11月25日から11月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール論文試験 性格検査	人物試験 自己PR型面接 個別面接
警察官(大学卒・第1回)試験	10月採用男性・10月採用女性	平成元(1989)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む)	3月6日から4月14日まで	5月14日	6月11日から6月12日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査 体力検査 特技加算	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	4月採用男性・4月採用女性・武道	[男性・女性] 平成2(1990)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) [武道] 次のア及びイに該当する者 ア 平成9(1997)年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者	同上	同上	同上	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査 体力検査 (武道を除く) 特技加算 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道)
警察官(大学卒・第2回)試験	男性・女性	[男性・女性] 平成2(1990)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む)	5月15日から6月14日まで	7月30日 ※豪雨の影響で試験日を変更	8月29日から8月30日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査 体力検査 特技加算	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性 ・武道	[男性・女性] 平成2(1990)年4月2日から平成18(2006)年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) [武道] 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 平成9(1997)年4月2日から平成18(2006)年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、令和6(2024)年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)	7月26日から8月25日まで	9月17日	10月29日から10月31日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体検査 体力検査 (武道を除く) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道)

イ 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)	第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R6.5.1現在
大学卒業程度試験	行政(面接重視型) B	20	278	220	79.1	64	62	40	18.2%	5.5	19
	保健師 B	2	13	13	100.0	6	5	2	15.4%	6.5	2
	農学 B	12	40	33	82.5	31	30	14	42.4%	2.4	9
	林業 B	4	16	16	100.0	12	10	5	31.3%	3.2	2
	総合土木 B	11	23	21	91.3	21	19	13	61.9%	1.6	6
	行政 A	26	118	57	48.3	49	48	28	49.1%	2.0	21
	化学	1	4	2	50.0	2	2	1	50.0%	2.0	1
	心理	2	6	5	83.3	5	5	2	40.0%	2.5	2
	児童福祉	2	2	2	100.0	2	2	2	100.0%	1.0	2
	保健師 A	3	8	5	62.5	5	5	4	80.0%	1.3	3
	食品衛生	1	2	2	100.0	2	2	2	100.0%	1.0	2
	管理栄養士	1	8	8	100.0	4	4	1	12.5%	8.0	1
	農学 A	4	18	7	38.9	6	6	4	57.1%	1.8	3
	林業 A	3	5	2	40.0	1	1	1	50.0%	2.0	0
	水産	2	7	6	85.7	6	6	2	33.3%	3.0	2
	総合土木 A	7	12	2	16.7	1	1	1	50.0%	2.0	1
建築	2	2	1	50.0	1	1	1	100.0%	1.0	1	

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)	第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 R6.5.1現在
	機械	1	2	2	100.0	1	1	1	50.0%	2.0	1
	電気	2	5	4	80.0	4	4	3	75.0%	1.3	2
	埋蔵文化財保護	1	9	5	55.6	3	3	1	20.0%	5.0	1
	警察事務	6	24	17	70.8	15	15	9	52.9%	1.9	8
	少年補導	3	4	2	50.0	2	2	2	100.0%	1.0	1
	建築 (11月実施)	2	0				第2次試験なし				
	電気 (11月実施)	1	1	1	100.0		第2次試験なし	0			
	保健師B (11月実施)	1	1	1	100.0		第2次試験なし	0			
	農学B (11月実施)	3	7	5	71.4		第2次試験なし	3	60.0%	1.7	2
	林業B (11月実施)	3	2	2	100.0		第2次試験なし	1	50.0%	2.0	1
	総合土木B (11月実施)	8	5	2	40.0		第2次試験なし	2	100.0%	1.0	1
	少年補導B (11月実施)	1	2	2	100.0		第2次試験なし	2	100.0%	1.0	2
	化学B (11月実施)	1	2	2	100.0		第2次試験なし	1	50.0%	2.0	1
	林業B (11月実施)	1	0				第2次試験なし				
	総合土木B (11月実施)	4	1	1	100.0		第2次試験なし	0			
合	計	141	627	448	71.5%	243	234	148	33.0%	3.0	97

行政B(面接重視型)及び技術Bを除く試験区分・・・第1次試験:6月18日 第2次試験:7月15日～19日
11月実施試験:11月19日～20日(第2次試験なし)
行政B(面接重視型)・・・第1次試験:4月15日 第2次試験:5月20日～24日
技術B・・・第1次試験:4月15日 第2次試験:5月27日～29日
11月実施試験:11月18日～19日(第2次試験なし)
1月実施試験:1月13日(第2次試験なし)

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)	第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最終合格率(D)/(E)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R6.5.1現在	
高校卒業程度試験	総合土木(6月実施)	3	3	2	66.7%	2	2	1	50.0%	2.0	0	
	建築(6月実施)	1	0									
	電気(6月実施)	1	0									
	一般事務	5	56	53	94.6%	42	39	22	41.5%	2.4	12	
	総合土木	11	13	12	92.3%	12	11	11	91.7%	1.1	7	
	建築	2	1	1	100.0%	1	1	1	100.0%	1.0	1	
	機械	1	3	3	100.0%	3	3	3	100.0%	1.0	2	
	電気	1	1	1	100.0%	1	1	1	100.0%	1.0	1	
	学校事務A(出雲地区)	1	14	8	57.1%	4	3	1	12.5%	8.0	1	
	学校事務A(石見地区)	1	7	5	71.4%	4	3	1	20.0%	5.0	1	
	学校事務B(出雲地区)	2	8	8	100.0%	6	5	3	37.5%	2.7	2	
	学校事務B(石見地区)	2	3	3	100.0%	3	3	2	66.7%	1.5	2	
	警察事務	5	29	23	79.3%	16	16	9	39.1%	2.6	7	
	合計		36	138	119	86.2%	94	87	55	46.2%	2.2	36

6月実施試験 第1次試験:6月18日 第2次試験:7月19日
9月実施試験 第1次試験:9月24日 第2次試験:10月23日～25日

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)	第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R6.5.1現在
資格免許職	臨床検査技師 (6月実施)	1	0								
	診療放射線技師 (6月実施)	1	2	2	100.0%	2	1	1	50.0%	2.0	1
	臨床検査技師 (9月実施)	1	4	3	75.0%	3	2	1	33.3%	3.0	1
	合計	3	6	5	83.3%	5	3	2	40.0%	2.5	2

6月実施試験 第1次試験:6月18日 第2次試験 7月19日
9月実施試験 第1次試験:9月24日 第2次試験 10月23日

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)	第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R6.5.1現在
経験者	行政	5	123	80	65.0%	43	40	16	20.0%	5.0	13
	合計	5	123	80	65.0%	43	40	16	20.0%	5.0	13

第1次試験:10月15日 第2次試験:11月25日～27日

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)	第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R6.5.1現在	
警察官	大第(武)学1(道)卒(回)	1	0									
	大第(10月採用男性)学1(回)卒(回)	12	10	5	50.0%	5	5	2	40.0%	2.5	2	
	大第(10月採用女性)学1(回)卒(回)	3	2	1	50.0%	1	1	1	100.0%	1.0	1	
	大第(4月採用男性)学1(回)卒(回)	26	47	37	78.7%	34	30	24	64.9%	1.5	12	
	大第(4月採用女性)学1(回)卒(回)	4	18	16	88.9%	12	11	8	50.0%	2.0	6	
	大第(男性)学2(回)卒(回)	12	66	25	37.9%	23	17	5	20.0%	5.0	2	
	大第(女性)学2(回)卒(回)	3	16	10	62.5%	6	4	3	30.0%	3.3	1	
	高校卒業程度(武)道)	1	2	2	100.0%	2	2	1	50.0%	2.0	1	
	高校卒業程度(男性)	17	50	39	78.0%	31	30	19	48.7%	2.1	18	
	高校卒業程度(女性)	3	16	15	93.8%	12	12	8	53.3%	1.9	8	
	合計		82	227	150	66.1%	126	112	71	47.3%	2.1	51

大学卒(第1回)・・・第1次試験:5月14日 第2次試験:6月11日～12日
 大学卒(第2回)・・・第1次試験:7月9日→7月30日※豪雨のため実施日を変更 第2次試験:8月29日～30日
 高校卒業程度・・・第1次試験:9月17日 第2次試験10月29日～10月31日

2 選考

職員の採用選考の状況は、(1)のとおりである。

(1) 採用選考

ア 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計
		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	
職員の任用に関する規則	第14条第1号 細則第7条第1号・2号・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上)	30 (9)	1	1	13 (13)	1	46 (22)
	第14条第1号 細則第7条第3号 (海事職)	1					1
	第14条第1号 細則第7条第4号 (研究職の2級以上)	2		1			3
	第14条第1号 細則第7条第5号～7号、9～11号 (医療職)	10 (1)	65				75 (1)
	第14条第3号 (他の地方公共団体又は国の在職者)	4 (4)			3 (3)		7 (7)
	第14条第4号 (かつて職員であった者)						0
	第14条第5号・9号 (競争試験を行うことが不適当な職)	3	4		3		10
	第14条第8号 (任命権者に委任)						0
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条		9					9
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条							0
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条							0
合 計		59 (14)	70	2	19 (16)	1	151 (30)

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

イ 職種別状況

職 種		部 局					計
		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	
行 政 職	部 ・ 次 長 級	1					1
	課 長 級	3			1		4
	課 長 補 佐	2				1	3
	係 長	1					1
	主任・主任主事・ 主任技師・主事・ 技 師 級	30	5	1	2		38
	計	37	5	1	3	1	47
公 安 職	警 視				4		4
	警 部 ・ 警 部 補 級				8		8
	巡 査 部 長				3		3
	巡 査 長 ・ 巡 査				1		1
	計	0	0	0	16	0	16
海 事 職		1					1
研 究 職	学 芸 員	1					1
	研 究 員	1		1			2
医 療 職 (一)	医 師	6					6
医 療 職 (二)		4	15				19
医 療 職 (三)			50				50
任 期 付 職 員		9					9
合 計		59	70	2	19	1	151

ウ 公開選考試験実施結果(ア及びビの一部)

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)	第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R6.5.1現在	試験日
選考試験	獣医師	13	3	3	100.0%	第2次試験なし		3	100.0%	1.0	2	6/25
	薬剤師	1	4	3	75.0%	第2次試験なし		3	100.0%	1.0	2	6/25
	原子力	1	0			第2次試験なし						
	学芸員 (教育普及)	1	30	15	50.0%	6	6	1	6.7%	15.0	1	1次:6/18 2次:7/22
	文化財研究員 (日本古代史)	1	21	19	90.5%	6	6	1	5.3%	19.0	1	1次:6/18 2次:7/22
	文化財研究員 (日本民俗学)	1	9	8	88.9%	2	2	1	12.5%	8.0	0	1次:6/18 2次:7/22
	島根創生推進幹 (行政)	5	93	62	66.7%	44	43	14	22.6%	4.4	14	1次:10/15 2次:11/11~13
	学校事務 (駐業者・出張地区)	9	3	3	100.0%	3	3	2	66.7%	1.5	1	1次:9/24 2次:10/23
	障がい者対 象一般事務 (身体障がい者)	2	2	2	100.0%	2	2	1	50.0%	2.0	1	1次:10/22 2次:11/23
	障がい者対 象一般事務 (知的障がい者)	1	6	6	100.0%	4	4	0				1次:10/22 2次:11/23
	障がい者対 象一般事務 (精神障がい者)	1	6	5	83.3%	3	3	1	20.0%	5.0	1	1次:10/22 2次:11/23
	障がい者対 象学校事務	1	1	1	100.0%	1	1	0				1次:10/22 2次:11/23
	障がい者対 象警察事務	1	4	2	50.0%	1	1	1	50.0%	2.0	1	1次:10/22 2次:11/23
	無線従事者	1	3	3	100.0%	第2次試験なし		1	33.3%	3.0	1	9/24
船舶乗組員 (航海)	1	0			第2次試験なし							9/24

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)	第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最終合格率(D)/(E)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R6.5.1現在	試験日
選考試験	船舶乗組員 (航海(第2回))	1	1	1	100.0%	第2次試験なし	1	1	100.0%	1.0	1	1/6
	警備艇乗組員	2	2	2	100.0%	第2次試験なし	0	0				9/24
	警察官 (再採用)	2	2	1	50.0%	第2次試験なし	1	1	100.0%	1.0	1	9/3
	ヘリコプター整備士	1	2	2	100.0%	第2次試験なし	2	2	100.0%	1.0	1	4/23
	職業訓練指導員 (事務ワーク科)	1	1	1	100.0%	第2次試験なし	0	0				11/5
	ITターン・インター型 総務士 木	2	1	1	100.0%	第2次試験なし	0	0				11/18
	鳥獣対策	1	2	0	0.0%	第2次試験なし						12/2
	合計	50	196	140	71.4%	72	71	33	23.6%	4.2	28	

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)	第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最終合格率(D)/(E)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R6.5.1現在	試験日
選考試験 (知事部局)	研究員 (応用科学分野)	1	3	3	100.0%	3	3	1	33.3%	3.0	1	1次:6/18~19 2次:7/21
	研究員 (機械・金属分野)	1	1	1	100.0%	1	0	0	0.0%			1次:6/18~19 2次:7/21
	研究員 (機械・金属分野) (11月実施)	1	1	0	0.0%							1次:11/5~6 2次:12/2
合計	3	4	3	75.0%	3	3	1	33.3%	3.0	1		

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)	第2次試験受験者数	最終合格者数(D)	最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R6.5.1現在	試験日
選考試験(病院局)	看護師(推薦枠)	7	6	6	100.0%	第2次試験なし	5	5	83.3%	1.2	5	5/20
	看護師	50	53	51	96.2%	第2次試験なし	44	37	86.3%	1.2	37	7/16~17
	看護師(2回目)	20	8	8	100.0%	第2次試験なし	6	6	75.0%	1.3	6	11/23
	薬剤師	3	3	3	100.0%	第2次試験なし	3	2	100.0%	1.0	2	6/3
	臨床検査技師	4	8	8	100.0%	第2次試験なし	6	6	75.0%	1.3	6	8/5
	臨床工学技士	3	6	6	100.0%	第2次試験なし	3	3	50.0%	2.0	3	8/5
	診療情報管理士	1	0	0		第2次試験なし						
	理学療法士	1	8	8	100.0%	第2次試験なし	1	1	12.5%	8.0	1	8/26
	言語聴覚士	1	1	1	100.0%	第2次試験なし	1	1	100.0%	1.0	1	8/26
	栄養士	1	3	3	100.0%	第2次試験なし	1	1	33.3%	3.0	1	8/26
	臨床検査技師(経験者)	2	1	1	100.0%	第2次試験なし	1	1	100.0%	1.0	1	9/2
	医療情報技師	1	1	1	100.0%	第2次試験なし	1	1	100.0%	1.0	1	9/16
	社会福祉士	2	5	5	100.0%	第2次試験なし	2	2	40.0%	2.5	1	9/16
	診療情報管理士(2回目)	1	2	2	100.0%	第2次試験なし	2	2	100.0%	1.0	2	11/23
	助産師	3	6	5	83.3%	第2次試験なし	3	2	60.0%	1.7	2	7/16~17
合計		100	111	108	97.3%		79	73.1%	1.4	69		

IV 給 与 業 務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は県議会及び知事に対し、令和5年10月12日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(1) 報 告

ア 職員給与等に関する報告

(ア) 職員給与等の状況について

県職員の令和5年4月現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

区 分 給 料 表	職員数		平均年齢		平均経験年数	
	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
行 政 職	3,737 (31.5%)	3,717 (31.1%)	41.6	41.8	20.0	20.2
公 安 職	1,467 (12.4%)	1,474 (12.3%)	38.1	38.0	17.0	16.8
海 事 職	45 (0.4%)	48 (0.4%)	36.3	36.6	16.9	17.1
研 究 職	225 (1.9%)	226 (1.9%)	42.7	42.5	19.7	19.5
医 療 職 (1)	54 (0.5%)	49 (0.4%)	39.7	39.9	15.8	15.8
医 療 職 (2)	102 (0.8%)	101 (0.8%)	43.0	42.4	19.3	18.4
医 療 職 (3)	85 (0.7%)	87 (0.7%)	37.6	38.1	15.3	15.8
高 等 学 校 等 教 育 職	1,967 (16.6%)	1,998 (16.7%)	45.5	45.3	22.7	22.4
中 学 校 ・ 小 学 校 等 教 育 職	4,190 (35.3%)	4,245 (35.5%)	43.2	43.8	20.3	20.9
合 計	11,872 (100.0%)	11,945 (100.0%)	42.3	42.6	20.1	20.3

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

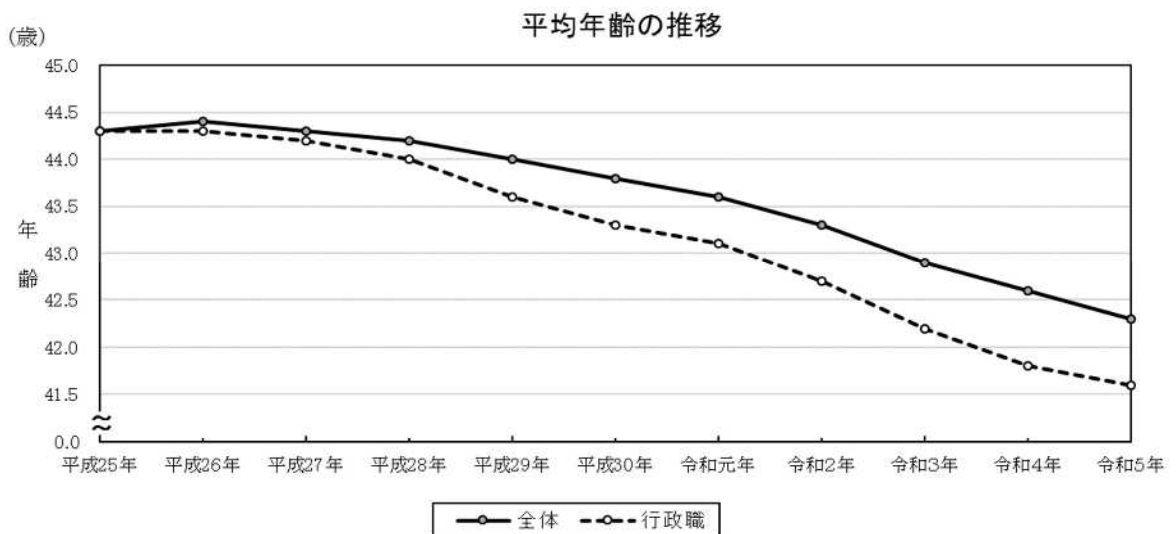
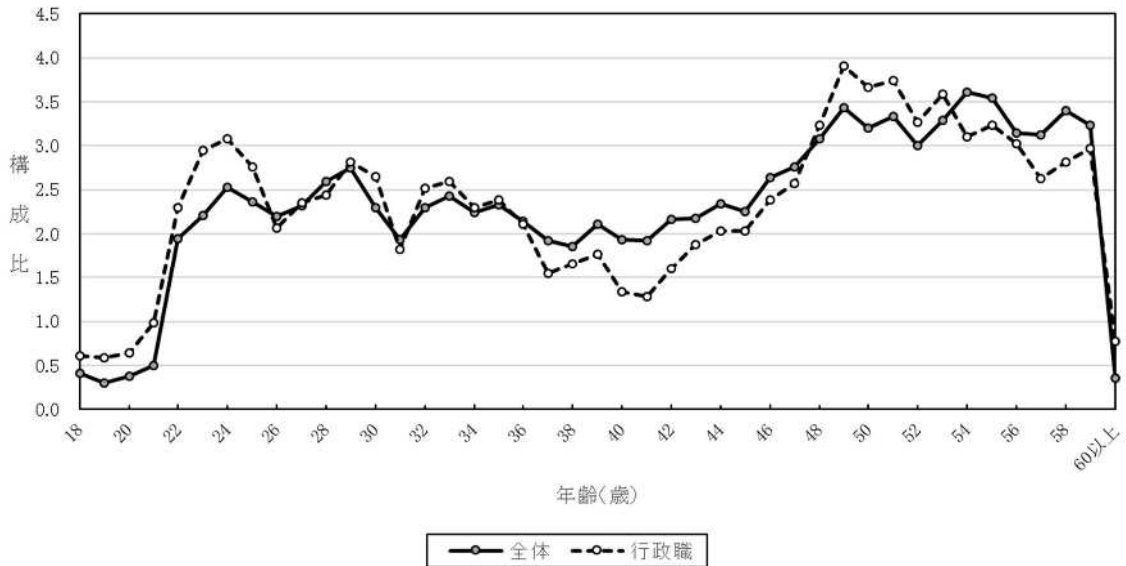
給料表別職員構成比



部局別職員構成比



年齢別人員構成比



職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全職員		行政職の職員	
	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
	円	円	円	円
給 料	347,780	348,472	315,463	317,040
管 理 職 手 当	6,474	6,458	8,813	8,856
扶 養 手 当	9,506	9,719	8,662	9,064
地 域 手 当	585	546	623	639
住 居 手 当	5,313	5,146	5,097	4,713
特 地 勤 務 手 当	4,264	4,090	2,867	2,632
そ の 他	2,971	2,800	1,517	1,542
合 計	376,893	377,231	343,042	344,486

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当(基礎額)等である。

(イ) 民間給与等の状況について

① 本年の民間給与実態調査の状況

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院等と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所244のうちから層化無作為抽出法により抽出した134事業所を対象に「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種4,285人及び医師等職種903人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所からの格段の理解と協力を得て、88.1%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとといえる。

② 本年の給与改定等の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で58.7%(昨年56.5%)、高校卒で48.9%(同49.1%)となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で64.3%(同57.3%)、高校卒で63.8%(同43.4%)、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で35.7%(同42.7%)、高校卒で36.2%(同56.6%)となっている。

また、一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は44.4%(昨年39.7%)、ベースアップを中止した事業所の割合は6.0%(同4.7%)となっている。

さらに、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は93.7%(同95.4%)、定期昇給を中止した事業所の割合は0.0%(同2.3%)であり、9割を超える事業所が定期昇給を実施している。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年より増加しており、人材確保の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員		44.4 (39.7)	6.0 (4.7)	0.0 (0.9)	49.6 (54.7)
	課長級	37.6 (32.9)	9.3 (8.8)	0.0 (0.0)	53.1 (58.3)

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 () 内の数字は、今年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
			昨年と 比べ増額	昨年と 比べ減額	昨年と 変化なし		
			係員	93.7 (97.7)	93.7 (95.4)		
課長級	90.8 (89.4)	90.8 (87.1)	25.3 (35.6)	7.8 (3.3)	57.7 (48.2)	0.0 (2.3)	9.2 (10.6)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 () 内の数字は、今年の割合である。

(ウ) 物価及び生計費について

原材料価格や燃料価格の上昇、円安の影響等により、物価は継続して上昇しており、本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国で3.5%、松江市で4.0%と大きく上昇した。

また、標準的な生活の水準を求めるため、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ119,650円、164,820円及び209,980円となっている。

最近の物価の上昇は3%を超える大きなものとなっており、今後、物価の動向や、これを受けた民間給与の状況や生活面への影響がどうなっていくのか、注視していく必要がある。

(エ) 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した令和4年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、98.9であった。

本県のラスパイレス指数は98.1(令和3年98.5)と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(令和4年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	1
100以上 102未満	19
98以上 100未満	23
96以上 98未満	3
96未満	1
都道府県平均指数	98.9
島根県	98.1

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

(オ) 人事院勧告等の概要 (省略)

(カ) 職員給与と民間給与との比較

① 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種のものについて行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与354,189円に対して職員給与は350,571円であり、職員給与が3,618円（1.03%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
354,189円	350,571円	3,618円 (1.03%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者及び任期付職員は含まれていないため、職員給与の額は(ア)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

② 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の4.29月分に相当していた。これは、昨年（4.15月分）より増加しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数（4.15月）を0.14月分上回っている。

職員の期末手当及び勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
4. 29月分	4. 15月分	0. 14月分

(キ) 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

① 月例給について

前記(カ)①のとおり、本年4月分の給与について、職員給与が民間給与を3,618円(1.03%)下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

本年8月に人事院が勧告した俸給表においては、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で引上げ改定を行うこととされている。

民間との給与比較を行っている本県の行政職給料表については、人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、若年層を中心とした引上げ改定を行うこととする。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

② 期末手当及び勤勉手当について

前記(カ)②のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数(4.15月)は、民間事業所の特別給の支給割合(4.29月分)を0.14月分下回っている。

よって、職員の期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.15月分引き上げることが適当と判断した。

引上げにあたっては、国の支給割合との均衡を考慮し、期末手当及び勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当を0.1月分、勤勉手当を0.05月分引き上げ、令和6年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.05月分ずつ、勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げることとする。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き上げることとする。

③ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

(ク) その他の課題

① 特殊勤務手当について

特殊勤務手当については、状況の変化等に応じて定期的に見直しを行ってきたところであるが、昨今の社会情勢の変動や業務内容の変化等を踏まえ、業務の実績や特殊性についてその現状を十分に把握したうえで、それぞれの業務の特殊性を適切に反映した支給内容となるよう、見直しを行う必要がある。

② 通勤手当について

自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当については、昨今のガソリン価格の上昇を踏まえ、その改定の必要性について慎重に検討してきたところである。

その結果、現行手当額改定時と比較して燃費が向上していることや、国及び他の都道府県の手当額と比較しても概ね均衡しており改定が必要と認められる状況ではないこと、国においても改定の勧告がなされなかったことから、本年については改定を行わないこととする。

なお、今後の燃料価格の動向が不透明であることから、引き続き注視していく必要がある。

③ 在宅勤務等手当について

本年の人事院勧告において、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員に対する在宅勤務等手当を新たに設けることが示された。

本県における在宅勤務の実施状況を踏まえ、他の都道府県の手当導入状況等を参考としつつ、慎重に検討していく必要がある。

④ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について

本年の人事院報告において、給与制度のアップデートの概要として、行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、より職務や個人の能力・実績に応じた体系となることを方針とした「令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案」が示された。

骨格案においては、「人材の確保への対応」、「組織パフォーマンスの向上」及び「働き方やライフスタイルの多様化への対応」を念頭に、主に取り組む事項が示されたところであるが、具体的な制度設計の詳細は今後検討される予定であることから、引き続き国の動向を注視していく必要がある。

⑤ 会計年度任用職員の給与について

国は、本年5月に地方自治法を改正し、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を令和6年度から可能とした。

これに伴い、任命権者においては、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、法改正の趣旨等を踏まえ、検討を進める必要がある。

あわせて、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっての成績率の取扱いや人事評価の結果の活用等の具体的な支給方法については、職種や業務内容が多岐にわたるため、十分な検討を行う必要がある。

また、国は、非常勤職員の給与について、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、本年4月に非常勤職員の給与に関する指針を改正し、給与法等の改正により常勤職員の給与が改定された場合には、常勤職員に準じて改定するよう努める旨を追加した。

これに伴い、本県においても、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の取扱いについて、国の取扱いを踏まえ、検討を行う必要がある。

イ 人事管理に関する報告

(ア) 働き方改革の推進

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正は喫緊の課題であり、その縮減に取り組んでいく必要がある。

公務職場が魅力的であるためには、職員が働きやすい勤務環境を整備し、働き方改革を推進していくことが重要である。

① 長時間勤務の是正

本県では、令和元年度から、人事委員会規則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、月45時間、年360時間以内とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時

間以内、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とした。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上、真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができる。

上限の時間を超えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上、真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとしたが、緊急的な対応にあっても、職員の勤務状況や健康状態を注視し、安易な運用にならないようにすることが重要である。

この上限規制の導入に併せ、任命権者において、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革の取組が強化され、予算編成を通じた事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、業務プロセスの見直しなど、業務量の削減、効率化が推し進められている。

さらに、知事部局においては月の途中で個人毎の時間外勤務の状況を確認し、総務部と各部局が連携して、改善策の共有や長時間勤務是正に向けた取組を行っているほか、毎月の部局長会議において、各部局の長時間勤務職員数（月 80 時間超、月 45 時間超）を報告し、各部局に改善を求める等、時間外勤務縮減に向けた取組が進められている。（注 1）

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応があったものの、全庁的に取り組む体制を構築する等の取組を進めたことにより、時間外勤務は前年度に比べ減少した。さらに、令和 5 年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが第 5 類感染症に変更されたことに伴う業務負担軽減や、これまでの取組の成果により、第 1 四半期における時間外勤務は前年度の同時期と比べ減少している。

本委員会としては、時間外勤務の状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、長時間勤務是正の進捗状況を注視していく。

（注 1）

1 月 45 時間を超える時間外勤務を行った職員の延べ人数（病院局を除く。）

R2 年度：2,631 人 R3 年度：3,528 人 R4 年度：2,925 人

2 「1」の内、月 100 時間又は月平均 80 時間超の時間外勤務を行った職員の延べ人数（病院局を除く。）

R2 年度：273 人 R3 年度：579 人 R4 年度：471 人

② 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本県の教育職員についても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要があることが確認されている。

本委員会でも、昨年 8 月に県立の高等学校を、本年 7 月には県内の小学校、中学校を訪問し、教職員の時間外勤務の状況、教職員と部活動の関わりや ICT を活用した業務負担の軽減、教育活動における地域との連携の現状など、教職員の勤務状況等についての実態把握を行い、教職員の負担を軽減し、児童・生徒と向き合える時間の確保及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要があることを確認した。

教職員の負担軽減への対策について、任命権者では、国のガイドラインを踏まえ、平成 31 年 3 月に「教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和元年度以降 3 年間を重点期間として、時間外勤務時間を全学種平均で 1 人あたり月 45 時間、年 360 時間以内とする目標に向け、事務作業を補助するスクールサポートスタッフ（小中学校）及び業務アシスタント（高等学校）の配置、全日制普通科高等学校すべてに主幹教諭を県単独で加配する等、総合的な取組が行われた。

令和4年度には、3年間の取組の検証が行われ、プラン策定前は月65.1時間であった1人あたりの時間外勤務時間の平均が令和3年度には月36.6時間まで減少するなど、一定の成果が見られた。

一方で、時間外勤務について、学校種・学校規模・職種による差異^(注1)や教職員間での二極化の傾向があること、ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合が令和元年度に比べ減少している^(注2)ことなど、新たな課題も明らかになった。

今回の検証等を踏まえ、教育職員が担うべき業務については、専門的知見を基に困難事案について教育職員を支えるスクールロイヤーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを、また、教育職員以外でも担うことができる業務については、教育職員の業務を代わって行うスクールサポートスタッフや学校アシスタント等、外部サポート人材を活用することにより、負担の軽減を図る必要がある。併せて、教職員間での二極化を解消するために、業務の平準化に関する好事例の収集・展開等を図り、教職員一人一人が担う業務の適正化を推進する必要がある。

これらの取組を進め、更なる時間外縮減を図るとともに、教職員が児童・生徒と向き合える時間を確保していく必要がある。

また、令和4年10月に4校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 各1校）を対象に実施された教職員の持ち帰り仕事の実態調査では、約7割の教職員が持ち帰り仕事を行っていたとの結果となった。当該調査は限られた範囲での調査であったことから、令和5年度には、持ち帰り仕事の実態について幅広く調査を行うこととされている。持ち帰り仕事の有無や時間、内容について分析を行い、当該分析結果を踏まえて教職員の働き方改革の取組を進めていく必要がある。

部活動のあり方については、スポーツ庁・文化庁から令和4年12月に「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示された。国の方針も踏まえつつ、部活動の適正な運営の在り方を検討し、教職員の部活指導における負担軽減を図っていく必要がある。

特に、部活動の指導について、部活動指導員や外部指導者の確保は時間外勤務縮減や精神的負担軽減など、教職員の負担軽減を進めるうえで有効であることから、地域の実情を踏まえながら取り組んでいく必要がある。

教育職員の時間外勤務については、本年8月に中央教育審議会の特別部会で「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が取りまとめられた。この提言の内容等も踏まえながら、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則などに定められた時間外在校時間の上限時間を超えないよう業務の量の管理を適切に行い、長時間勤務の是正をさらに図る必要がある。

なお、教職員の負担軽減の推進は、教育委員会や教職員の努力だけで達成することは難しく、地域社会の理解と協力を得ることが重要であると認識している。

本委員会としても、教職員の心身の健康保持が図られ、やりがいを感じながら児童・生徒と向き合うことができる環境の整備が図られるよう、取組状況を注視していく。

(注1) 時間外勤務の状況(令和3年度)

1 学校種別時間外勤務の時間数ごとの人数分布の状況(月平均)

学 校 種	15h 未満	15～30h 未満	30～45h 未満	45～60h 未満	60～80h 未満	80h以上
小 学 校	27%	24%	21%	14%	10%	4%
中 学 校	17%	20%	18%	17%	15%	13%
高 等 学 校	20%	20%	18%	14%	13%	15%
特別支援学校	39%	31%	20%	7%	3%	0%

2 学校規模別の時間外勤務状況(高等学校のみ)(月平均)

	1学年2学級以下	1学年3～4学級	1学年5学級以上
全高等学校の平均	37.9h	42.2h	51.1h
普通高等学校の平均	36.9h	48.2h	57.2h

3 職種別時間外勤務の状況(月平均)

学 校 種	校 長	教 頭	主幹教諭	教 諭	養護教諭	栄養教諭
小 ・ 中 学 校	32.1h	49.6h	56.9h	42.0h	26.3h	22.0h
高 等 学 校	34.6h	52.5h	70.1h	45.8h	19.5h	-
特 別 支 援 学 校	28.2h	47.7h	35.8h	21.3h	10.7h	12.3h

※1 教諭には助教諭・講師を含む。

※2 養護教諭には養護助教諭を含む。

※3 栄養教諭には学校栄養職員を含む。

(注2) ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合(全校種)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
57%	64%	42.6%

(イ) 人材の確保及び育成

① 人材の確保

a 職員の採用

若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲、他の自治体との競合等を背景に、近年、採用試験の受験者数が減少している。

このため、これまでも、特別な公務員試験対策を要しない試験区分の創設、新たな経験者採用試験の実施、試験日程の追加など、受験者確保のための試験制度の見直しを行ってきた。

また、県職員の仕事の魅力ややりがい等を伝えるため、新たな Web サイトの開設、就職説明会の開催、島根県庁短期仕事体験や学生との座談会の実施等、任命権者と連携のうえ、より効果的な情報発信を積極的に行い、受験者確保に取り組んでいる。

このような取組を行っているものの、大学卒業程度試験の受験者は昨年度と比べ減少し^(注1)、一部の技術系職種については受験者数が採用予定者数を下回るなど、人材の確保が困難な状況となっている。特に獣医師については、毎年度 10 名程度の欠員が生じており、人材の確保が大きな課題となっている。

今後も任命権者と連携し、県職員の仕事の魅力ややりがい等を積極的に情報発信するなど県職員を志望する者を増やす取組を進めるとともに、試験区分ごとに検証を行い、適宜、必要に応じて試験制度の見直しを行うことで受験者確保を図っていく。

障がい者の採用については、昭和 63 年度から身体障がいを対象として選考試験を実施してきたが、障がい者雇用の一層の促進を図るため、一般事務については平成 30 年度から試験区分を、学校事務及び警察事務については令和 2 年度から受験資格を、それぞれ身体・知的・精神の 3 障がいに拡大し実施しているところである。

障がい者の採用にあたっては、障がいのある職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進めることが必要であり、各任命権者は、策定している障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員の定着・活躍に向けた取組を推進している。

引き続き、同計画に定める取組を着実に実施し、障がいのある職員が、障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりを進める必要がある。

(注 1) 4 月と 6 月に実施した大学卒業程度採用試験第一次試験受験者数の比較
R4 年度：472 人 R5 年度：433 人

b 教育職員の採用

全国的に教育職員の不足が問題となっており、本県においても令和 5 年 4 月 1 日時点に公立学校において 37 名の欠員が生じる等、人材の確保が大きな課題となっている。

教育職員が不足する要因として、志望者の減少等により、必要数に見合った教育職員を確保できないことが挙げられる。

このため、教育委員会では新たな試験制度の導入、教員の魅力を発信するポータルサイトの開設等、教員志望者の裾野を広げる取組を行っている。

さらに、志望者減少の背景として長時間勤務等、勤務環境への懸念・不安等も存在していると考えられることから、働き方改革にも取り組んでいる。

また、これまで教育現場を支えてきた講師や再任用職員の確保が困難になっていることも教育職員の不足の要因となっている。

このため、働き方改革をより一層進めるとともに、教員志望者を増やすための魅力発信、受験者確保のための試験制度の見直しなど総合的に取組を行っていく必要がある。

c 警察官の採用

警察官採用試験の受験者は、近年、大幅に減少しており人材確保が厳しい状況となっている。

このため、県内外の大学及び専門学校や県内高校への訪問、オンラインによる説明会の実施、職業体験の実施、若手職員の人脈を活かした採用募集活動、SNS 等を活用した情報発信等の活動を積極的に行い、受験者確保のための取組を強化している。

また、結婚や出産、介護等をやむを得ず警察官を退職した人で、再び警察官として勤務したいと考えている方を対象とした警察官（再採用）試験を実施する等、人材確保を図っている。

今後も、警察官の仕事の魅力ややりがい等を積極的に情報発信していくとともに、必要に応じて試験制度の見直しを検討していく必要がある。

② 人材の育成

人口減少・少子高齢化が進む中、過去に経験のない新たな課題に直面するなど、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を高めるための人材育成がますます重要となっている。

職員の人材育成については、令和 5 年 4 月に人材育成基本方針が改定され、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成の取組が行われている。

令和5年度からは、本庁係制や定年引上げを踏まえ、「新任係長・主幹研修」、60歳を迎える職員向け研修を実施するなど新たな取組も行われている。

今後、管理職や課長補佐級を担う職員が減少し、若手職員が増加することが見込まれることから、管理職を見据えた職員の育成を進めるとともに、職員一人一人の能力が最大限に発揮されるよう、階層別の人材育成に取り組むなど、人材育成の取組を一層進めていく必要がある。

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力と実績を適切に把握し、人事異動や昇進管理、給与処遇に適時的確に反映していくことが必要である。

そのため、地方公務員法が改正され、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられている。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、地方公務員法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきており、令和5年度からすべての任命権者において、勤勉手当及び昇給に活用が図られている。

職員の意欲と能力を引き出すためには、公正な人事評価制度の運用が不可欠である。

このため、評価を行う職員の評価・育成能力の向上に向けた研修を充実させるとともに、期首面談での目標等の共通認識、期末面談での評価結果のフィードバック等を通じて、評価職員と部下職員の円滑なコミュニケーションを適切に図り、職員個人の成長を組織としての課題解決能力に繋げていく必要がある。

(エ) 勤務環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

本県においては、令和2年3月に、令和6年度までを計画期間とする「すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画-島根県特定事業主行動計画-」（以下、「特定事業主行動計画」という。）が策定され、「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし発揮して、いきいきと働くことができる職場」を「目指す姿」として様々な取組が進められている。

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランスを実現することは重要な課題であり、そのための勤務環境の整備に努めなければならない。

① 女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

a 女性職員の能力発揮のための環境づくり

女性職員がその能力を伸ばし発揮していくために、多様な部署への積極的な配置や、個々の持つ能力や強みを活用して管理職への登用を行う等、自らが希望する働き方を選択しながら、意欲をもって働くことのできる職場環境づくりが進められている。

また、長期的なキャリアビジョンを意識して仕事に取り組む姿勢を身につけることができるよう、キャリア形成支援の取組も進められている。

このような取組の結果、知事部局における職員の管理職に占める女性の割合、教育委員会における初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合はいずれも着実に増加している。^(注1)

引き続き、特定事業主行動計画に掲げた「目指す姿」の達成に向けて、計画で示した様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行していくことが必要である。

本委員会としても、女性職員がやりがいを感じながら活躍することができるよう、取組状況を注視する。

(注1) 特定事業主行動計画で定められた数値目標に対する実績

- 1 職員の管理職に占める女性の割合(知事部局等)(目標値 15%)
R2年:12.4% R3年:13.0% R4年:14.1% R5年:14.8%
- 2 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合(教育委員会)(目標値 15%)
R2年:13.6% R3年:14.8% R4年:16.3% R5年:17.2%

b 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援を推進するためには、年次有給休暇等の休暇が取得しやすい職場環境づくりを進める必要があり、特定事業主行動計画において年次有給休暇の年間平均取得日数の目標を定め、取得促進に取り組んでいる。(注2)

このような取組に加えて、出産や育児など様々なライフイベントに応じた支援を充実させていくことも重要である。

令和4年4月1日に改正施行された職員の育児休業等に関する条例において、任命権者に対して、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するための措置が義務づけられた。これを受け、取得を希望する男性職員すべてが職場に気兼ねなく育児休業を取得できるよう、配偶者が妊娠した男性職員から「育児休業等取得計画書」を提出してもらうこととされた。所属においては、育児休業等の計画が1か月に満たない場合は、業務調整等が支障になっていないかなどその理由を確認するとともに、職員が不在にする間の「職場対応計画書」を作成するという新たな取組が始められている。

取組の効果もあり、知事部局における男性職員の育児休業取得率は近年、大幅に上昇している。(注3)

男性職員が育児休業を取得することは、仕事と生活の両立支援の推進が図られるだけでなく、「女性の出産による心身両面の負担軽減」や「女性が意欲を持って働くことができる環境づくりやキャリア形成」を進めるうえでも重要である。

このため、該当するすべての男性職員が育児休業を取得できるよう、育児休業中の業務分担や業務の見直しへの配慮を行うなど、育児休業を気兼ねなく取得できる職場づくりをより一層進めていく必要がある。

(注2) (注3) 特定事業主行動計画で定められた数値目標に対する実績

- 1 年次有給休暇の年間平均取得日数(目標値 15日)
知事部局 R元年:12.5日 R2年:12.1日 R3年:12.4日 R4年:12.3日
教育委員会 H30年:11.1日 R元年:10.5日 R2年:9.5日 R3年:11.9日
警察 R元年:10.9日 R2年:13.3日 R3年:13.4日 R4年:13.3日
- 2 男性職員の育児休業取得率(目標値 知事部局等 30%、その他 13%)
知事部局等 R元年:17.1% R2年:36.0% R3年:48.1% R4年:64.6%
教育委員会・病院局 R元年:5.8% R2年:4.0% R3年:10.1% R4年:16.6%
警察 R元年:- R2年:16.3% R3年:17.5% R4年:27.3%
- 3 男性の妻の出産休暇及び育児参加休暇を5日以上取得した職員の割合(県全体)(目標値 50%)
R元年:16.8% R2年:27.4% R3年:34.0% R4年:42.9%

② 柔軟な働き方等への取組

本県では、これまで、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得を推進してきたが、令和2年4月から、年次有給休暇の取得日数の目標値が、年13日から年15日に引き上げられた。

また、職員の希望や事情に応じて柔軟な働き方が可能となるよう、令和元年8月から時

差出勤勤務制度が導入され、令和5年度には制度の更なる拡充が行われ、より柔軟な働き方が可能となった。

在宅勤務については、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務が実施されることとなり、同年12月からは、育児、介護等と仕事の両立を支援するための在宅勤務の試行も開始され、令和3年12月には、在宅勤務制度をより柔軟に活用できるよう、職員の意見を踏まえ申請手続きの見直しが行われた。

今後も、柔軟な働き方の推進と公務能率の向上を図るうえで、どのような制度とすることが望ましいのか課題を検証していく必要がある。

なお、令和5年度の人事院勧告において柔軟な働き方を実現するための取組として、令和7年4月からフレックスタイム制により週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする制度を導入することが示された。さらに、同勧告において、人事院規則に勤務間インターバル確保の努力義務規定を設け、令和6年4月から施行することを目指すことが示された。

このため、これらの制度について国や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

③ 健康増進への取組

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の増加やその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。

近年、心身の不調により長期の休暇・休職をする職員が増加していることから、健康増進の取組を進めていく必要がある

a 健康管理

定年の引上げにより、今後、高齢層職員が増加していくことが見込まれることから、これまで以上に健康管理施策を推進していく必要がある。

令和4年度はすべての職員が定期健康診断を受診しているが、受診の結果、精密検査の必要があるとされた職員のうち、実際に精密検査を受診した者は約7割となっている。

職員の健康管理を図るためにも、精密検査の必要があるすべての職員が検査を受けるよう、受診の勧奨等の取組を進めていく必要がある。

b メンタルヘルス対策

精神疾患により長期の休暇・休職をする職員が増加しており、令和4年度は長期の休暇・休職をした職員のうち、7割を超える者が精神疾患を理由とするものとなっており、メンタルヘルス対策は重要な課題となっている。

また、精神疾患を理由に長期休暇・休職をする職員のうち、20代の職員の占める割合が高いことから、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで若手職員をサポートする職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきており、令和5年度からは高ストレス職場に対する職場環境改善の取組に十分な時間を確保するため、これまで10月に実施していたストレスチェックの一斉実施を7月に前倒しするなど、取組のさらなる強化を図っている。

今後もメンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度の主旨を繰り返し職員に周知し、職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

④ ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでもパワーハラスメントを含むハラスメントの防止に関し

て、「ハラスメントの防止等に関する要綱」を作成し、研修の実施、相談窓口の複数設置、専門相談員の配置などの取組を行うとともに、令和2年6月1日施行の労働施策総合推進法の改正や国家公務員における人事院規則の整備状況も踏まえ、さらに苦情相談体制の充実など対策の強化を図っている。

しかしながら、令和4年度に知事部局で実施されたハラスメントの職員アンケートでは、ハラスメントを受けたと感じたことがある職員のうち、約3割の職員が誰にも相談していないという結果となっている。

このため、相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりに取り組んでいくとともに、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進める必要がある。

また、職員が安心して働ける職場環境をつくるため、行政サービスの利用者からの言動で、当該言動を受ける職員が属する部局・所属の業務の範囲や程度を明らかに超える要求については、当該部局・所属が組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図る必要がある。

(オ) 定年の引き上げ

職員の定年については、今年度から2年に1歳ずつ引き上げられ、令和13年度には65歳まで引き上げられることとなっている。

さらに、定年引上げに併せて、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、情報提供・意思確認制度、60歳に達した職員に係る給与制度及び退職手当制度の改正等が行われている。

今後は、60歳以降も高い意欲と希望を持って働くことができることや、これまでの職務経験を活かして若手・中堅職員の人材育成に寄与することなどに考慮しつつ、島根県の組織全体の活性化を図られるよう、配置ポストや役割など職務のあり方を検討する必要がある。

また、定年引上げ期間中についても、毎年度計画的に職員を採用し、職員の年齢構成のバランスが取れたものにしていく必要がある。

ウ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

厳しい県財政の下、職員には、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感を持って立ち向かっていくことが求められている。

そうした中で、島根創生計画が目指す「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現を目指して、職員は県民の期待と信頼に応えるべく日々職務に精励している。

給与をはじめとする職員の勤務条件は、職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織の活力向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に御理解をいただき、また、今後の公務組織を支える人材確保も重要であることを踏まえて、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(2) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

ア 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(イ) 諸手当

① 初任給調整手当について

a 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

b 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を51,100円とすること。

② 期末手当及び勤勉手当について

a 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.225月分(特定管理職員にあつては、1.025月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.0月分(特定管理職員にあつては、1.2月分)とすること。

定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.625月分(特定管理職員にあつては、0.525月分)とすること。

b 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.175月分ずつ(特定管理職員にあつては、それぞれ0.975月分ずつ)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分ずつ(特定管理職員にあつては、それぞれ1.175月分ずつ)とすること。

定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分ずつ(特定管理職員にあつては、それぞれ0.5月分ずつ)とすること。

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(イ) 期末手当について

① 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

② 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分ずつとすること。

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(イ) 特定任期付職員の期末手当について

① 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

② 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分ずつとすること。

エ 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、アの(イ)の②のa、イの(イ)の①及びウの(イ)の①については令和5年12月1日から、アの(イ)の②のb、イの(イ)の②及びウの(イ)の②については令和6年4月1日から実施すること。

2 給与の支払監理の実施状況

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づく、職員に対する給与の支払監理を行った。本年度は、令和4年度の特地公署等の見直しに伴い特殊勤務手当及び特殊勤務手当に準ずる手当の支給割合が改正されたことから、当該手当の支給が適切に行われているかを監理し、支給額に誤りがないことを確認した。

3 給与関係規則等の制定及び改正の状況

令和5年度中における状況は次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5. 10. 13	第17号	公布日 (R5. 9. 1)	・ 条例改正に伴う新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称変更
R5. 11. 30	第18号	R5. 12. 1 (R5. 4. 1)	・ 令和5年給与改定に伴う改正
R6. 3. 22	第1号	R6. 4. 1	・ 条例改正に伴う改正
R6. 3. 29	第4号	R6. 4. 1	・ 行政組織の改正等に伴う改正

○ 職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5. 12. 28	第24号	公布日 (R5. 4. 1)	・ 令和5年給与改定に伴う改正
R6. 3. 29	第6号	R6. 4. 1	・ 初任給基準に係る規定の整理

○ 級別職務分類に関する細則の一部改正

公布年月日	細則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R6. 3. 29	第1号	R6. 4. 1	・ 行政組織の改正等に伴う改正

○ 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R6. 3. 29	第5号	R6. 4. 1	・ 行政組織の改正等に伴う改正

○ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R6. 3. 29	第10号	R6. 4. 1	・ 勤勉手当の導入に係る改正

○ 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5. 11. 30	第19号	R5. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年給与改定に伴う改正 ・令和5年給与改定に伴う改正 ・条例改正に伴う改正
R5. 12. 28	第25号	公布日 (R5. 4. 1)	
R6. 3. 22	第2号	R6. 4. 1	

○ 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R6. 3. 22	第3号	R6. 4. 1	・福祉業務従事手当に係る対象業務の表記の変更

○ 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する規則（廃止）

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5. 7. 13	第13号	公布日	・条例の廃止に伴う廃止

○ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R6. 3. 29	第9号	R6. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正に伴う規定の整理 ・行政組織の改正に伴う改正

○ 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（廃止）

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5. 7. 13	第14号	公布日	・条例の廃止に伴う廃止

V 公平審査等業務

1 公平審査事案の処理

(1) 不利益処分についての審査請求の審査

ア 県関係

令和5年度中に取り扱った事案は1件であった。

イ 受託団体関係

令和5年度中に取り扱った事案は1件であった。

(2) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 県関係

令和5年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

令和5年度中に取り扱った事案はなかった。

(3) 苦情処理に関する事項

ア 県関係

令和5年度中に取り扱った苦情相談は18件であった。

イ 受託団体関係

令和5年度中に取り扱った苦情相談は8件であった。

	区 分	県 関 係	受託団体関係	合 計
件 数	前年度からの繰越し	2		2
	新 規	16	8	24
	計	18	8	26
相 談 区 分	任 用	3	1	4
	ハラスメント	7	1	8
	服 務	3	4	7
	給 与			
	休 暇	2	1	3
	人 事 評 価			
	そ の 他	3	1	4
	計	18	8	26
処 理 状 況	制度説明及び助言	5	4	9
	当局への伝達	8	2	10
	あ っ せ ん		1	1
	そ の 他	5	1	6
	計	18	8	26
	次年度に繰越し			

※相談区分に1事案につき複数計上しているものがある場合は、件数及び処理状況の数値と一致しない。

※これらのほか、企業職員等(人事委員会が行う苦情相談を利用できない職員)から4件の相談があった。

- (4) 公立学校の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づく公務災害補償に関する審査

令和5年度中に取り扱った事案はなかった。

2 職員団体等関係事務

(1) 職員団体の登録

ア 県 関 係

令和5年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得 申出の有無	事務所所在地	令和5年度変更内容 (変更登録年月日)
1	島根県高等学校教職員組合	S41. 9.20	有	松江市母衣町55-2 島根県教育会館内	規約改正・役員改選 (R5.4.5)
2	島根県職員労働組合	S41. 9.20	有	松江市殿町1 島根県庁内	役員改選 (R5.7.4) 役員改選 (R6.2.21)
3	島根県教職員組合	S41. 9.20	有	松江市母衣町55 島根県教育会館内	役員改選 (R6.3.9)
7	島根県教職員協議会	S55. 3.26	無	出雲市大津町2214 出雲市立第一中学校内	役員改選 (R5.5.1)
8	島根教職員組合	H 2. 1.26	有	松江市母衣町55-2 教育会館1F	
9	島根県学校事務職員労働組合	H 2. 5.21	無	松江市浜乃木二丁目8番 20号	
56	島根県非常勤職員労働組合	R 2. 7.21	無	松江市殿町1番地	役員改選 (R5.6.22)

イ 受託団体関係

令和5年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	令和5年度変更内容 (変更登録年月日)
16	西ノ島町職員組合	S51. 5. 20	無	隠岐郡西ノ島町大字美田600-4 西ノ島町役場内	役員改選 (R5.10.24) 規約変更 (R5.11.7)
18	知夫村職員組合	S52. 10. 31	無	隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内	役員改選 (R5.4.18)
31	邑智郡総合事務組合職員労働組合	H 7. 12. 20	無	邑智郡川本町大字川本332-15 邑智郡総合事務組合内	役員改選 (R5.4.18) 役員改選・規約変更 (R6.3.1)
33	海士町職員組合	H 8. 7. 31	無	隠岐郡海士町大字海士1490 海士町役場内	
40	隠岐広域連合職員組合	H11. 11. 18	無	隠岐郡隠岐の島町城北町355 隠岐広域連合立隠岐病院内	役員改選 (R5.8.5)
45	隠岐の島町職員組合	H17. 1. 7	無	隠岐郡隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場内	役員改選 (R5.11.1)
46	邑南町職員組合	H17. 2. 22	無	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場内	役員改選 (R5.5.8) 役員改選 (R6.3.1)
48	自治労飯南町職員組合	H17. 4. 11	無	飯石郡飯南町下赤名890 飯南町役場旧赤名庁舎内	役員改選 (R6.2.6)
49	川本町職員組合	H17. 9. 30	無	邑智郡川本町大字川本271-3 川本町役場内	役員改選 (R6.2.6)
51	自治労奥出雲町職員組合	H17. 12. 5	無	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場仁多庁舎内	役員改選 (R5.5.30) 役員改選 (R6.3.9)
52	美郷町職員組合	H19. 3. 30	無	邑智郡美郷町粕淵168 美郷町役場内	

53	津和野町職員組合	H24. 7. 11	無	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18 津和野町役場内	役員改選 (R5.5.12)
54	吉賀町職員労働組合	H25. 9. 11	無	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場内	役員改選 (R5.4.27) 役員改選 (R6.1.29)
55	雲南市・飯南町事務組合職員組合	H27. 10. 2	無	雲南市加茂町三代1331-1 雲南市・飯南町事務組合雲南 エネルギーセンター内	役員改選 (R5.8.24)

(2) 職員団体等の規約の認証

令和5年度において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づく規約の認証の申請はなかった。

なお、令和5年度末における認証状況は次のとおりである。

団 体 名	認証年月日	事務所所在地
全日本自治団体労働組合島根県本部	S54. 11. 29	松江市中原町14

(3) 管理職員等の範囲の指定

ア 県 関 係

令和5年度中における管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年島根県人事委員会規則第 22 号)の改正の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R6. 3. 29	第7号	R6. 4. 1	・行政組織の改正等に伴う改正

イ 受託団体関係

令和5年度中における、島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年島根県人事委員会規則第 23 号)の改正の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5. 5. 19	第12号	公布日	・行政組織の改正等に伴う改正

3 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第1による号別区分

労働基準法、労働安全衛生法等を適用する場合の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規程により、労働基準法別表第1の第11号、第12号及びいずれの号にも区分されない事業に従事する職員については、人事委員会またはその委任を受けた人事委員会の委員が行使することとされている。

県の行う事業が労働基準法別表第1各号に掲げる事業のうちいずれかに該当するかについては、人事委員会が労働局（船舶については運輸局）と協議して決定している。

令和5年度末における号別区分は次のとおりである。

○事業所

号別区分	事業所名	監督機関
第1号	宍道湖流域下水道事務所	労働基準監督署
第3号	県土整備事務所(6) 県土整備事務所土木事業所(3) 県土整備事務所事業所(1) 浜田河川総合開発事務所 隠岐支庁県土整備局 浜田港湾振興センター	労働基準監督署
第4号	出雲空港管理事務所	労働基準監督署
第6号	林業課(緑化センター管理スタッフ)	労働基準監督署
第7号	畜産技術センター育種改良部	労働基準監督署
第11号	水産技術センター附属漁業無線指導所	人事委員会
第12号	原子力環境センター 自治研修所 消防学校 美術館 芸術文化センター 保健環境科学研究所 農業技術センター 中山間地域研究センター 農林大学校 畜産課家畜病性鑑定室 病虫害防除所 畜産技術センター 水産技術センター 同内水面浅海部浅海科 同内水面科 産業技術センター 同浜田技術センター 東部高等技術校 西部高等技術校 埋蔵文化財調査センター 教育センター 同浜田教育センター 東部社会教育研修センター 西部社会教育研修センター 図書館 西部読書普及センター 青少年の家 少年自然の家 古代出雲歴史博物館 高等学校(35) 特別支援学校(12) 警察学校	人事委員会
第13号	松江市・島根県共同設置松江保健所 保健所(6) 隠岐保健所(島前地域危機管理担当・島前保健環境課) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 心と体の相談センター わかたけ学園 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎(8)	労働基準監督署
区分されない事業所	知事部局本庁 東京事務所 隠岐支庁(県土整備局、保健所を除く) 県民センター(2) 県民センター事務所(4) 公文書センター 女性相談センター 同西部分室 児童相談所(4) 農林水産振興センター(2) 農林水産振興センター事務所(4) 家畜保健衛生所(4) 大阪事務所 広島事務所 教育庁本庁 教育事務所(5) 警察本部 警察署(12) 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員	人事委員会

会事務局 島根海区漁業調整委員会事務局 隠岐海区漁業調整委員会事務局

○船 船

号別区分	船名（総トン数、船員の労務管理をする事務所）	監督機関
第12号	島根丸（142.0トン、水産技術センター） やそしま（9.10トン、内水面浅海部浅海科） 神海丸（699.0トン、教育庁本庁（学校企画課）） あわしま（19.00トン、浜田水産高校） みこしま（19.00トン、隠岐水産高校）	人事委員会
区分されない事業所	せいふう（125.0トン、知事部局本庁（水産課）） うらかぜ（20.0トン、浦郷警察署）	人事委員会

【参考】労働基準法別表第1による事業

第1号 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）

第2号 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

第3号 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

第4号 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

第5号 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業

第6号 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

第7号 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

第8号 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

第9号 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業

第10号 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

第11号 郵便、信書便又は電気通信の事業

第12号 教育、研究又は調査の事業

第13号 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

第14号 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

第15号 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）の規定に基づき検査を行っている。

令和5年度末におけるボイラー等の設置状況は次のとおりである。

○ボイラーの設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	電熱面積
自治研修所	鋳鉄製前後組み合わせ型(温水)	第 59 号	30m	8.66 m ²
計 1事業所	1 基			

○第一種圧力容器の設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	内容積
隠岐水産高校	蒸煮器(円筒型)	第 106 号	3.0kg/cm ²	2.07 m ³
邇摩高校	蒸煮器(円筒型)	第 76 号	2.0kg/cm ²	0.56 m ³
農林大学校	蒸煮器(横置円筒型)	第 86 号	2.0kg/cm ²	0.64 m ³
出雲農林高校	蒸煮器(円筒型)	第 72 号	2.0kg/cm ²	0.58 m ³
出雲農林高校	蒸煮器(円筒型)	第 105 号	3.0kg/cm ²	0.64 m ³
松江農林高校	蒸煮器(角横型)	第 102 号	1.2kg/cm ²	1.65 m ³
松江農林高校	蒸煮器(円筒型)	第 103 号	3.0kg/cm ²	0.63 m ³
松江農林高校	蒸煮器(円筒型)	第 104 号	3.0kg/cm ²	0.135 m ³
浜田水産高校	殺菌器	第 114 号	0.50MPa	0.61 m ³
浜田水産高校	殺菌器	第 115 号	0.29MPa	0.28 m ³
益田翔陽高校	滅菌器(角型)	第 98 号	1.3kg/cm ²	1.548 m ³
矢上高校	蒸煮器(円筒型)	第 101 号	2.0kg/cm ²	0.24 m ³
産業技術センター	回転式蒸煮缶	第 107 号	0.098MPa	0.313 m ³
産業技術センター	高温調理殺菌装置	第 108 号	0.59MPa	0.246 m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第 111 号	2.45MPa	0.171 m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第 112 号	2.94MPa	0.015 m ³
産業技術センター 浜田技術センター	オートクレーブ	第 116 号	1.96MPa	0.104 m ³
計 11事業所	17基			

(3) 労働基準及び労働安全衛生実態調査(事業場調査)の実施状況

労働基準法及び労働安全衛生法に規定された職員の勤務条件等に係る基準の遵守状況、職員の勤務の実態等を調査することにより、その実態を把握し、労働関係法令の適正な履行を図るとともに、この調査の過程を通して、制度の趣旨や規制の内容、事業場の長としての責務などの周知を図り、事業場の主体的な取組を促進し、もって職員の勤務条件の改善及び職場の安全衛生の確保の推進を図ることを目的として平成26年度から、各事業場の実態調査を実施している。

令和5年度においては、人事委員会が労働基準監督権限の職権行使をする事業場のうち危険な業務又は有害な業務のある事業場の一部について実地調査を実施した。

○調査時期 令和5年12月から令和6年2月

○対象事業場 知事部局所管事業所 5事業所
教育委員会所管事業所 6事業所
警察所管事業所 1事業所

○調査事項 クレーンやボイラーの取扱等の危険な業務、有機溶剤や特定化学物質の取扱等の有害な業務について、法令に従い必要な措置を講じているか調査を実施。

4 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況

令和5年度中における状況は、次のとおりである。

○職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5. 12. 22	第21号	R6. 1. 1	・子の看護休暇の取得事由に感染症予防のための臨時休校等の場合を追加

○県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5. 12. 22	第22号	R6. 1. 1	・子の看護休暇の取得事由に感染症予防のための臨時休校等の場合を追加

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5. 9. 29	第16号	R5. 10. 1	・島根県パートナーシップ宣誓制度開始に合わせた休暇制度改正及び介護休暇等に取得対象となる要介護者の範囲拡大
R5. 12. 22	第23号	R6. 1. 1	・子の看護休暇の取得事由に感染症予防のための臨時休校等の場合を追加

○職員の勤務時間に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5. 7. 28	第15号	R5. 8. 1	・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う休憩時間の一斉付与の特例の廃止

(参考)

1 歴代人事委員会委員と在任期間

(令和6年4月1日現在)

氏名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
中田敏哉	S26.6.5 ~ S27.3.31 (1期)	S26.6.5 ~ S27.3.31 (1)
新宮保重	S26.6.5 ~ S28.6.4 S28.7.1 ~ S30.4.19 (2期)	S27.4.1 ~ S28.6.4 (2)
松田賢吉	S26.6.5 ~ S29.6.4 S29.6.5 ~ S31.9.30 (2期)	S28.7.6 ~ S29.7.7 (3) S30.7.7 ~ S31.7.6 (5)
手銭白三郎	S27.4.1 ~ S30.6.4 S30.7.6 ~ S34.7.5 (2期)	S29.7.8 ~ S30.6.4 (4) S32.7.5 ~ S33.7.14 (7)
太田直行	S30.5.19 ~ S32.6.30 S32.7.1 ~ S36.6.30 (2期)	S31.7.7 ~ S32.6.30 (6) S34.7.15 ~ S35.7.20 (9)
柳幸大資	S31.10.1 ~ S33.6.4 S33.6.25 ~ S37.6.24 (2期)	S33.7.15 ~ S34.7.14 (8) S36.10.1 ~ S37.6.24 (11)
片山義雄	S34.7.8 ~ S36.9.30 (1期)	S35.7.21 ~ S36.9.30 (10)
安食義憲	S36.7.1 ~ S39.2.1 (1期)	S37.7.19 ~ S38.7.25 (12)
岩田維保	S36.10.1 ~ S38.2.3 (1期)	
遠藤剛一	S37.7.14 ~ S41.7.13 (1期)	S38.7.26 ~ S41.7.13 (13)
大井修一	S38.2.23 ~ S38.7.7 S38.7.8 ~ S41.4.7 (2期)	
大島六次郎	S39.3.1 ~ S40.6.30 S40.7.1 ~ S44.6.30 (3期) S44.7.1 ~ S46.9.29	S41.9.1 ~ S44.6.30 (14) S44.7.4 ~ S46.9.29 (15)
高橋定一	S41.7.1 ~ S42.7.7 S42.7.8 ~ S46.7.7 (3期) S46.7.10 ~ S50.7.9	S46.10.13 ~ S50.7.9 (16)
武井正臣	S41.9.1 ~ S45.8.31 (1期)	
堀江珪一	S45.10.8 ~ S49.10.7 (1期)	
山田政治	S46.10.1 ~ S48.6.30 S48.7.3 ~ S52.7.2 (2期)	
三代良信	S49.10.9 ~ S53.10.8 (1期)	S50.7.14 ~ S53.10.8 (17)
兼折博	S50.7.10 ~ S54.7.9 (1期)	S53.10.11 ~ S54.7.9 (18)
森脇孝	S52.7.3 ~ S56.7.2 S58.7.26 ~ S62.7.25 (3期) S62.7.26 ~ S63.5.15 (死亡)	S54.8.1 ~ S56.7.2 (19) S61.10.13 ~ S62.7.25 (24)
高橋正夫	S53.10.9 ~ S57.10.8 (1期)	S56.7.3 ~ S57.10.8 (20)
北川泉	S54.7.26 ~ S58.7.25 (1期)	S57.10.9 ~ S58.7.25 (21)
田江武彦	S56.7.3 ~ S60.7.2 S60.7.5 ~ H1.7.4 (2期)	S58.8.2 ~ S60.7.2 (22) S62.7.28 ~ S63.12.22 (25)

氏 名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
脇坂才夫	S57.10.9 ～ S61.10.8 (1期)	S60.7.5 ～ S61.10.8 (23)
星野春雄	S61.10.9 ～ H2.10.8 (1期)	S63.12.23 ～ H2.10.8 (26)
中村寿夫	S63.7.15 ～ H3.7.25 H3.7.26 ～ H7.7.25 H7.7.26 ～ H11.7.25 H11.7.26 ～ H15.7.25 (8期) H15.7.26 ～ H19.7.25 H19.7.26 ～ H23.7.25 H23.7.26 ～ H27.7.25 H27.7.26 ～ R元.7.25	H2.10.8 ～ H3.7.25 (27) H3.7.29 ～ H4.2.20 (28) H6.10.31 ～ H7.10.3 (30) H10.8.4 ～ H13.3.31 (32) H14.10.25 ～ R元.7.25 (34)
丸 磐 根	H1.7.5 ～ H5.7.4 (1期)	
長谷川博憲	H2.10.9 ～ H6.10.8 (1期)	H4.2.21 ～ H6.10.8 (29)
竹内宇右衛門	H5.7.8 ～ H7.5.15 (1期) (死亡)	
大澤亮三	H6.10.11 ～ H10.10.10 (1期)	H7.10.4 ～ H10.8.3 (31)
山本隆志	H7.7.5 ～ H9.7.7 (2期) H9.7.8 ～ H13.7.7	
吉岡 瑩	H10.10.11 ～ H14.10.10 (1期)	H13.4.1 ～ H14.10.10 (33)
池淵功二	H13.7.8 ～ H17.7.7 (1期)	
後藤美利	H14.10.11 ～ H18.10.10 (1期)	
林 興 平	H17.7.8 ～ H21.7.7 (1期)	
清原茂治	H18.10.11 ～ H22.10.10 (1期)	
猪野郁子	H21.7.8 ～ H25.7.7 (2期) H25.7.8 ～ H29.7.7	
永田伸二	H22.10.11 ～ H26.10.10 (1期)	
本間恵美子	H26.10.11 ～ H30.10.10 (2期) H30.10.11 ～ R4.10.10	R元.7.26 ～ R4.10.10 (35)
長谷川真二	H29.7.8 ～ R3.7.7 (1期)	
丑久保和彦	R元.7.26 ～ R5.7.25 (2期) R5.7.26 ～ 現在	R4.10.11 ～ 現在 (36)
中村光男	R3.7.8 ～ 現在	
坂根千歳	R4.10.11 ～ 現在	

2 委員会の構成

(令和6年4月1日現在)

職	氏名	任期	備考
委員長	丑久保 和彦	令和5年7月26日～ 令和9年7月25日	弁護士
委員 (委員長職務代理者)	中村 光男	令和3年7月8日～ 令和7年7月7日	(元)島根県中小企業団体中央会専務理事
委員	坂根 千歳	令和4年10月11日～ 令和8年10月10日	(元)県立学校長

3 事務局職員名簿

(令和6年4月1日現在)

職名	氏名	現所属発令年月日
事務局 長	柳 樂 ひ と み	令和6年4月1日
企 画 課 長	畑 田 浩 志	令和5年4月1日
課 長 補 佐 (総務企画係長事務取扱)	寺 本 寛	令和6年4月1日
主任 (再任用)	森 脇 幸	令和3年4月1日
主任 主 事	別 所 泉	令和5年4月1日
任用 係 長	前 田 彩 子	令和5年4月1日
主任	今 岡 優 子	令和4年4月1日
主任 主 事	岡 本 亞 弓	令和3年10月1日
主 事	梅 智 史	令和6年4月1日
課 長 補 佐 (給与係長事務取扱)	小 村 貴 紀	令和4年4月1日
主任	陰 山 比 佳 梨	令和4年4月1日
主任	増 岡 由 衣	令和5年4月1日
主 事	高 橋 克 汰	令和5年4月1日

令和5年度人事委員会年次報告書

発行日 令和6年6月

編集・発行 島根県人事委員会事務局
松江市殿町8番地